

第3章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

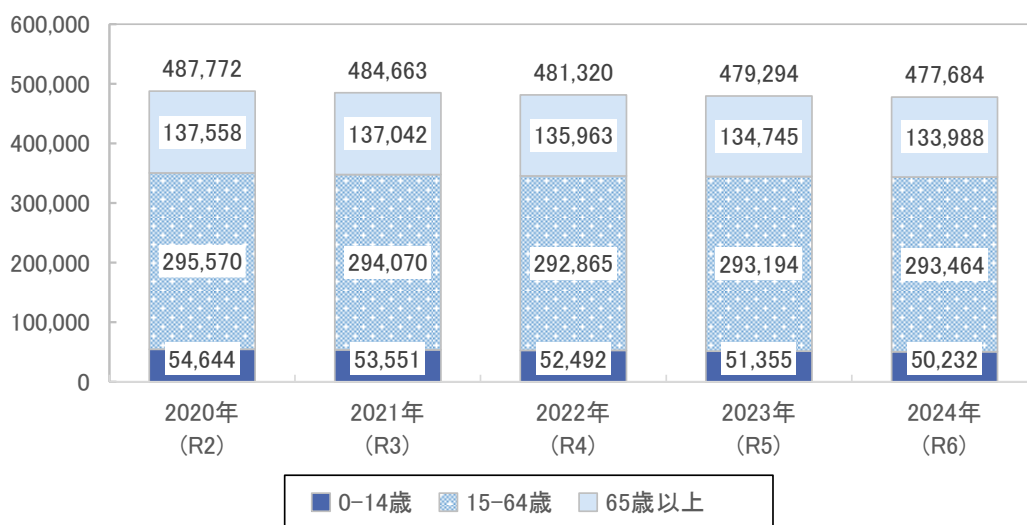
1 人口や世帯の状況

(1) 人口の推移

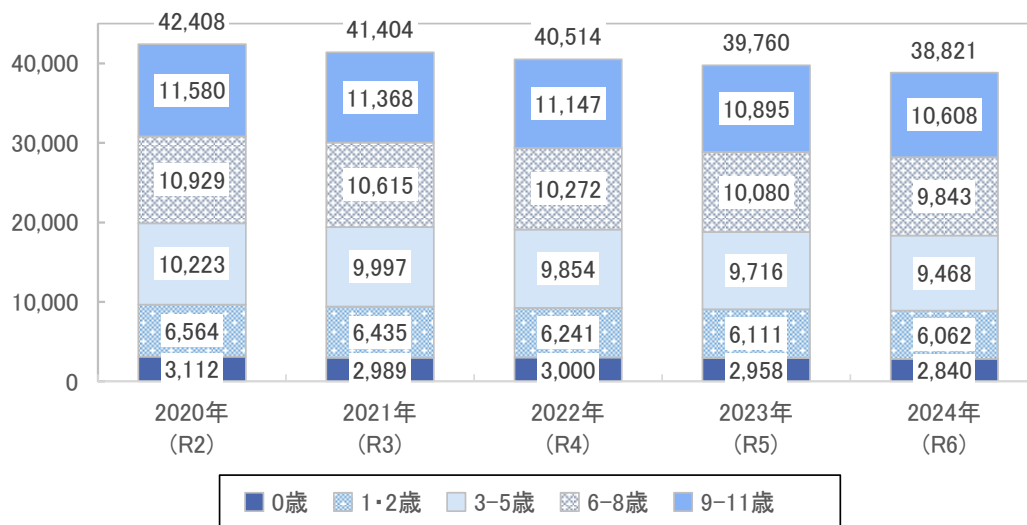
本市の総人口は令和2年（2020年）の487,772人から令和6年（2024年）にかけて減少傾向となっており、令和6年で477,684人となっています。

本計画の主な対象となる12歳未満人口は令和6年で38,821人となっています。

■総人口と年齢階級別人口の推移



■12歳未満の児童数の推移

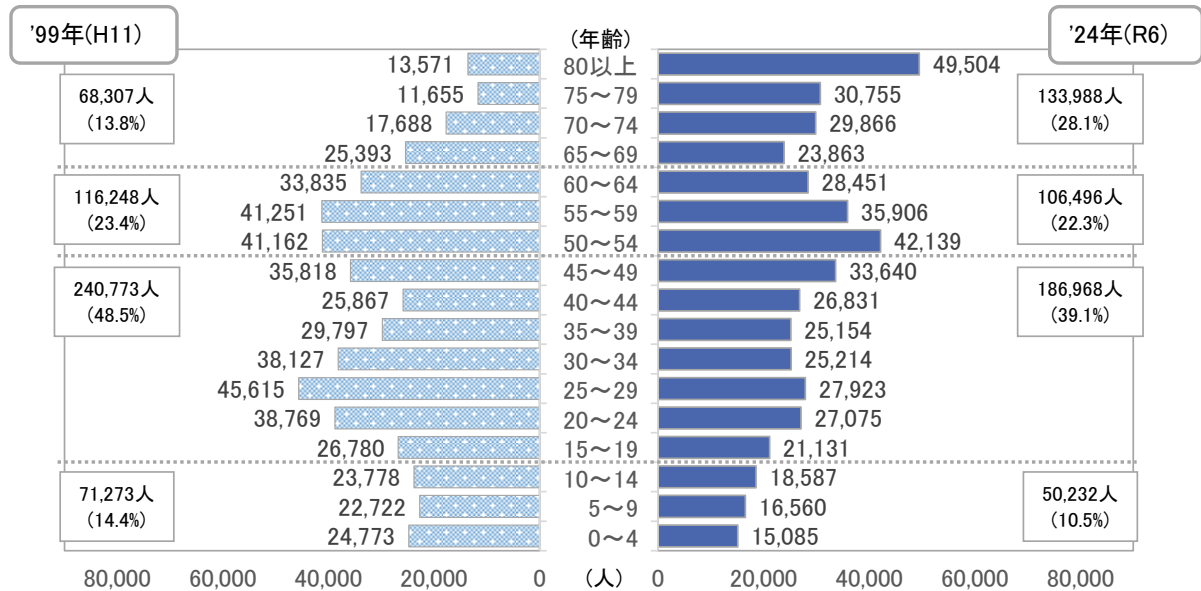


出典：住民基本台帳（各年3月31日時点）

(2) 人口構成の変化

平成 11 年（1999 年）と令和 6 年（2024 年）の人口ピラミッドを比較すると、老年人口（65 歳以上）の割合が大幅に増加している一方、年少人口（15 歳未満）の割合は減少し、少子高齢化の進行が見て取れます。

■人口ピラミッド：平成 11 年（1999 年）と令和 6 年（2024 年）の比較



出典：

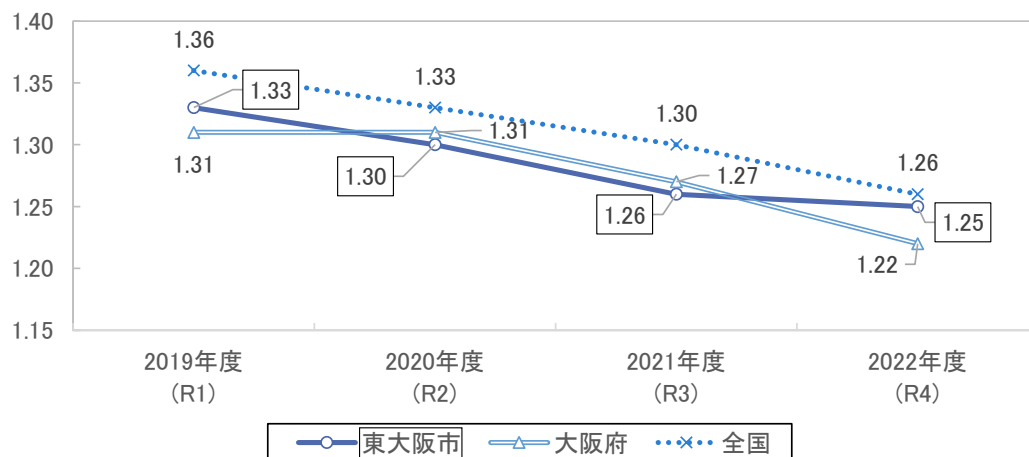
平成 11 年（1999 年）…総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

令和 6 年（2024 年）…住民基本台帳（3 月 31 日）

(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国、大阪府、本市ともに低下傾向にあり、令和 4 年度において本市は 1.25 となっています。

■合計特殊出生率の推移



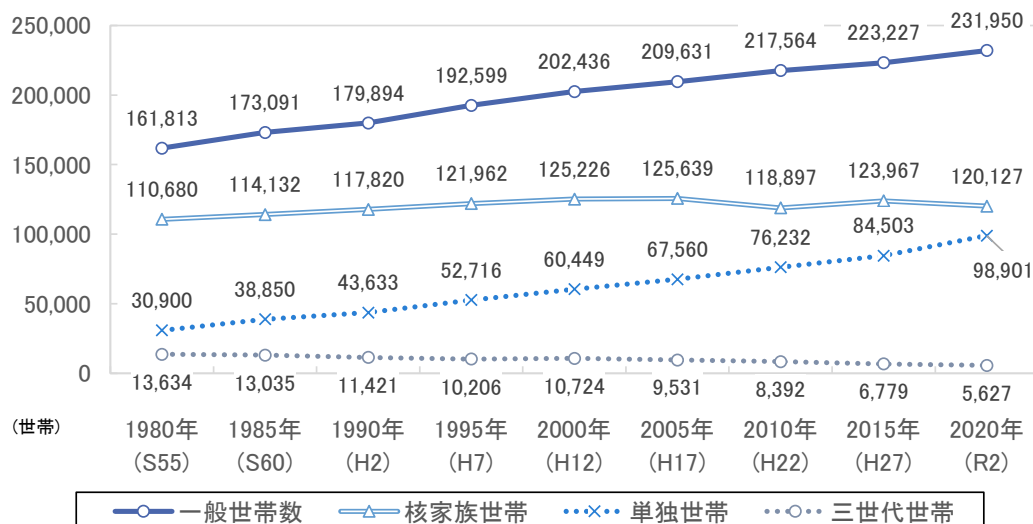
出典：人口動態統計

2 世帯数・世帯類型の状況

(1) 世帯数の推移

一般世帯数は増加を続けており、令和2年（2020年）では231,950世帯と平成27年（2015年）から8,723世帯増加しています。この増加の傾向は単独世帯数の増加に影響を受けているとみられ、三世帯世帯は漸減、核家族世帯は平成17年（2005年）を境に減少傾向に転じています。

【世帯数の推移】

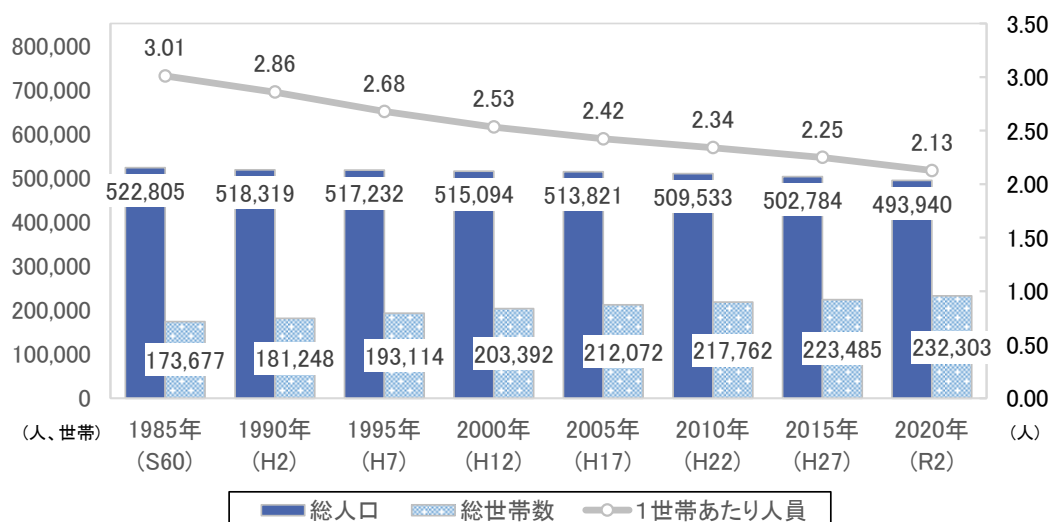


出典：国勢調査

(2) 世帯数と世帯人員の推移

総世帯数の増加と総人口の減少を受け、1世帯あたり世帯人員は年々減少傾向にあります。

【世帯数と世帯人員の推移】



出典：国勢調査

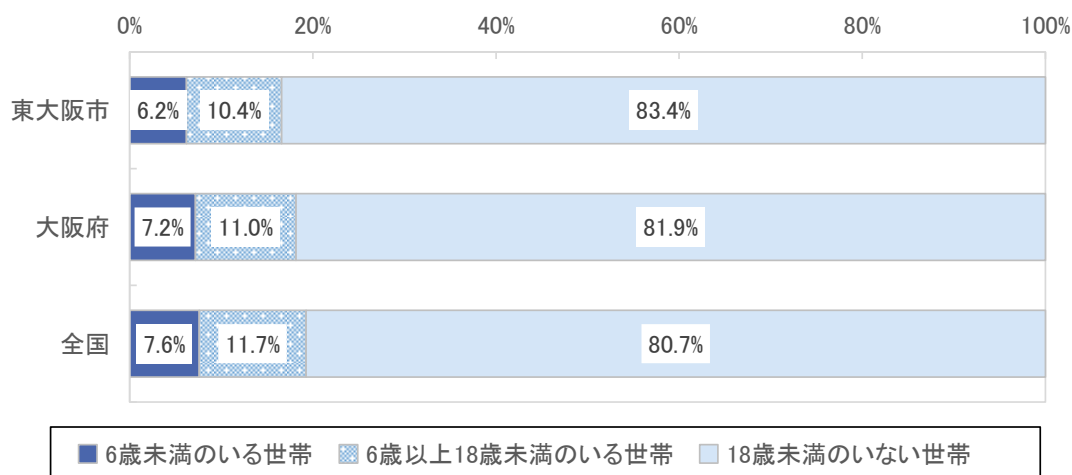
※本指標の「総世帯数」には「世帯類型：不詳」を含む。

※本指標の「1世帯あたり人員」は「総人口」を「総世帯数」で除した値。

(3) 子どものいる一般世帯

本市の一般世帯 231,950 世帯のうち、6歳未満のいる世帯は 14,361 世帯（6.2%）、6歳以上 18歳未満の児童のいる世帯は 24,112 世帯（10.4%）で、全国平均や府平均より子どものいる世帯の比率は低くなっています。また、6歳未満のいる世帯のうち、母子世帯は 391 世帯、父子世帯は 10 世帯と構成比が全国平均や府平均より低くなっています。

【子どものいる一般世帯】



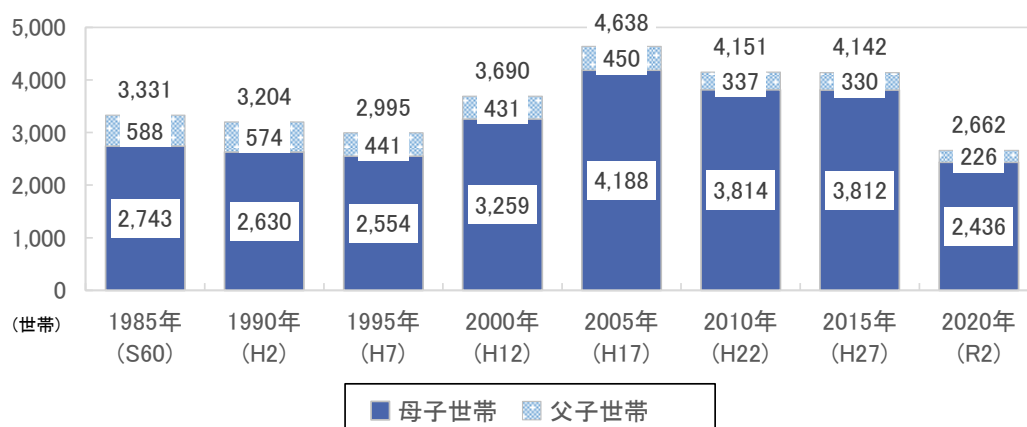
	総世帯数	6歳未満のいる世帯	6歳以上18歳未満のいる世帯	18歳未満のいない世帯	6歳未満のいる世帯 (%)	6歳以上18歳未満のいる世帯 (%)	18歳未満のいない世帯 (%)
一般世帯	231,950	14,361	24,112	193,477	6.2%	10.4%	83.4%
核家族世帯	120,127	13,393	21,743	84,991	11.1%	18.1%	70.8%
母子世帯	2,436	391	1,743	302	16.1%	71.6%	12.4%
父子世帯	226	10	171	45	4.4%	75.7%	19.9%

出典：国勢調査

(4) ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数（母子世帯・父子世帯）は、平成 17 年（2005 年）の 4,638 世帯をピークに減少に転じ、令和 2 年（2020 年）では 2,662 世帯となっています。

【ひとり親世帯数の推移】

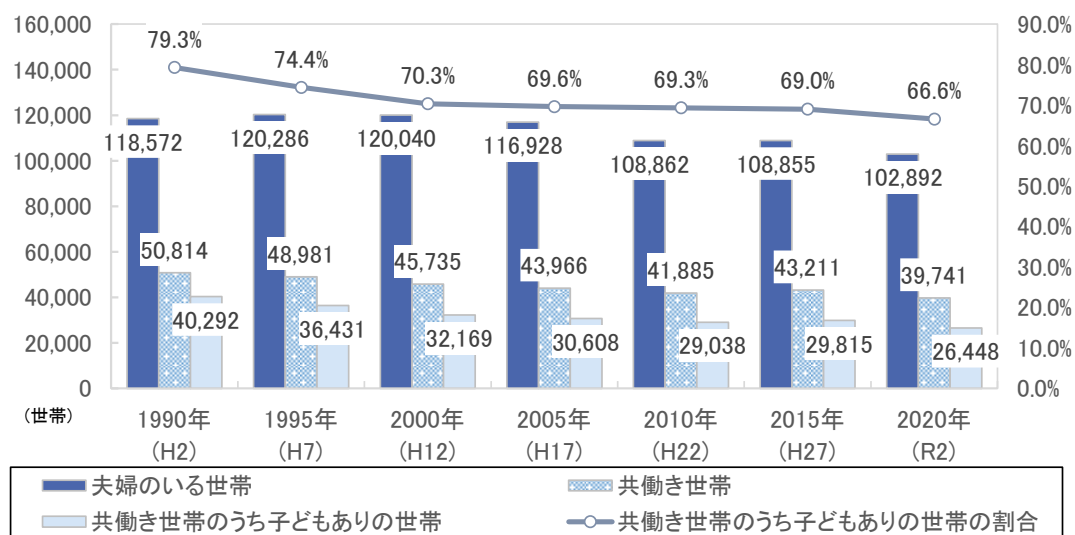


出典：国勢調査

（５）共働き世帯数の推移

共働き世帯数の推移を見ると、平成 17 年（2005 年）以降おおむね横ばいとなっています。共働き世帯のうち子どものいる世帯の割合を見ると、減少傾向となっており、令和 2 年（2020 年）では 66.6%（26,448 世帯）となっています。

【共働き世帯の状況の推移】



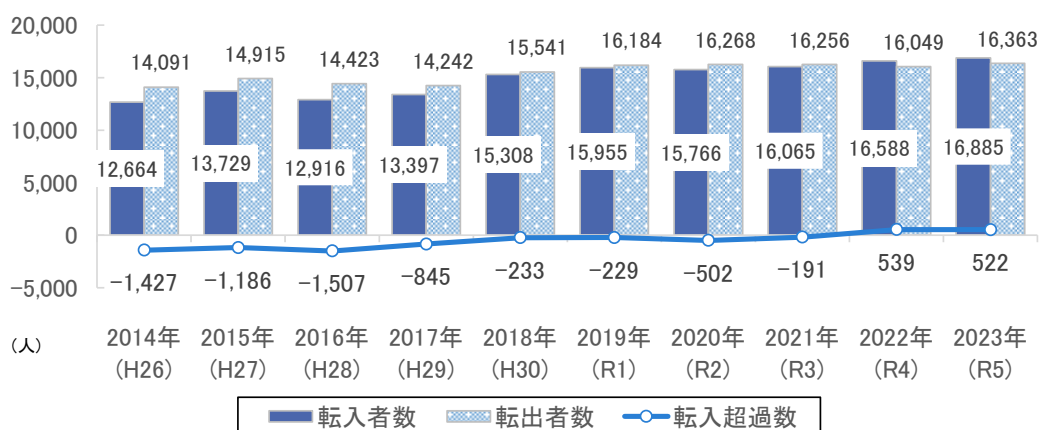
出典：国勢調査

3 人口動態の推移

(1) 社会動態の推移

転入から転出を差し引いた転入超過数（社会増減）は、令和3年までは（2021年）社会減でしたが、令和4年（2022年）に社会増となっています。

【社会動態の推移】

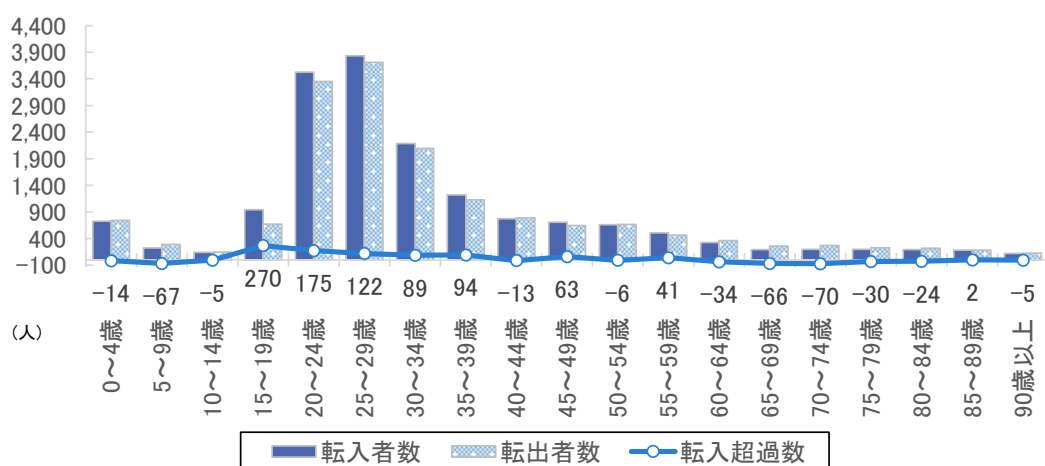


出典：住民基本台帳人口移動報告

(2) 年齢別-社会動態の状況

年齢別の社会動態を見ると、20～39歳で転入者数及び転出者数が多くなっています。

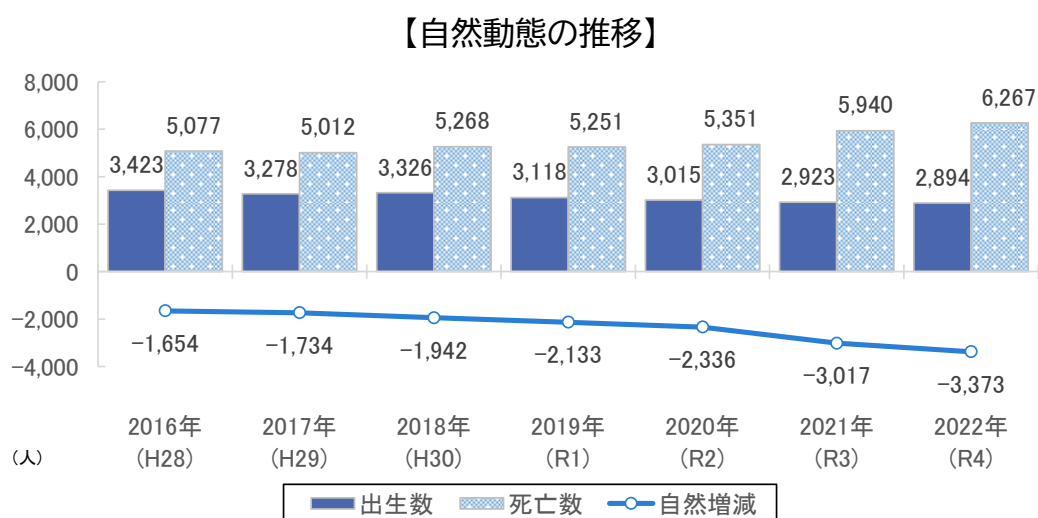
【年齢別-社会動態の状況：令和5年(2023年)】



出典：住民基本台帳人口移動報告

(3) 自然動態の推移

出生数から死亡数を差し引いた自然増減はマイナスであり、直近5年間では平均 2,500 人程度の自然減となっています。

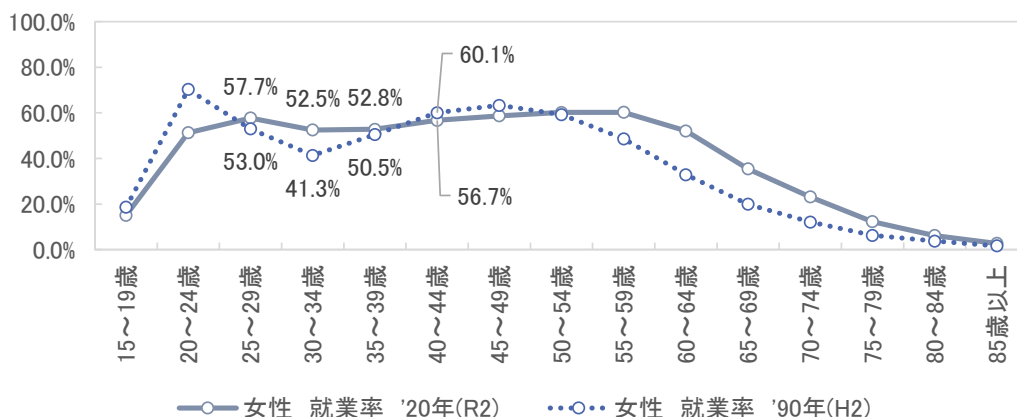


出典：人口動態調査

4 就業率・育休取得率について

本市の女性の就業率（15歳以上の人口に対する就業者の割合）を見ると平成2年（1990年）時点では25～34歳の区分において（結婚や出産などを理由に）就業率が低下するいわゆる「M字曲線」状の就業率となっていました。令和2年（2020年）では、25～34歳での就業率の低下によるM字曲線がおおよそ見られなくなっています。

【女性の就業率：令和2年（2020年）と平成2年（1990年）の比較】



出典：国勢調査

●母親の就労割合は上昇傾向となっており、フルタイム勤務の割合が増加しています。

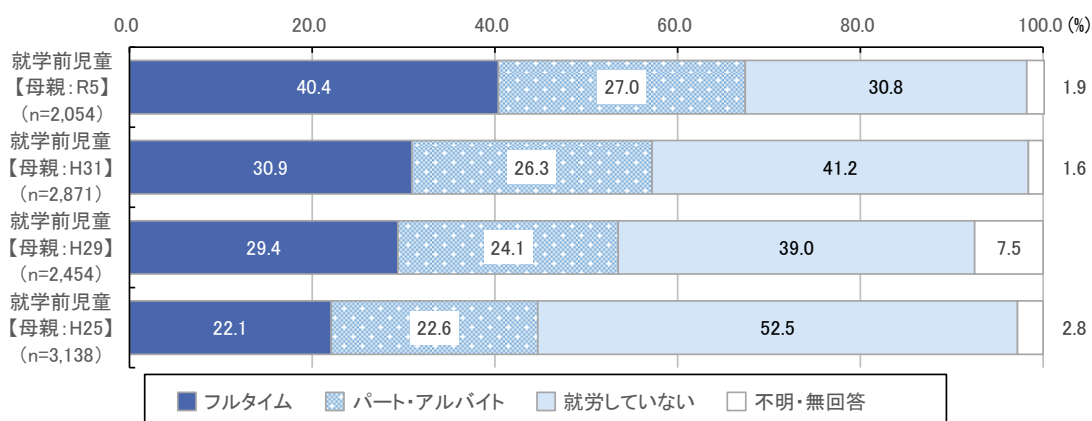
アンケート調査より、母親の就労状況について過去の調査結果からの推移を見ると、「就労していない」割合が減少し、「フルタイム」の割合が増加しています。父親の就労状況は、「フルタイム」が90%を超える状況が継続しており、本市の人口が減少傾向にある中で、就労の割合が増加していることから、保育ニーズについても、引き続き一定のニーズ量が予想されます。

■父親の就労状況

単位：％

就学前児童	平成25年度 (n=2,918)	平成29年度 (n=2,302)	平成31年度 (n=2,871)	令和5年調査 (n=2,054)
フルタイム	94.3	91.0	91.2	92.3
パート・アルバイト	1.8	1.2	1.2	1.4
就労していない	1.6	1.0	1.0	1.2
不明・無回答	2.4	6.8	6.6	5.2

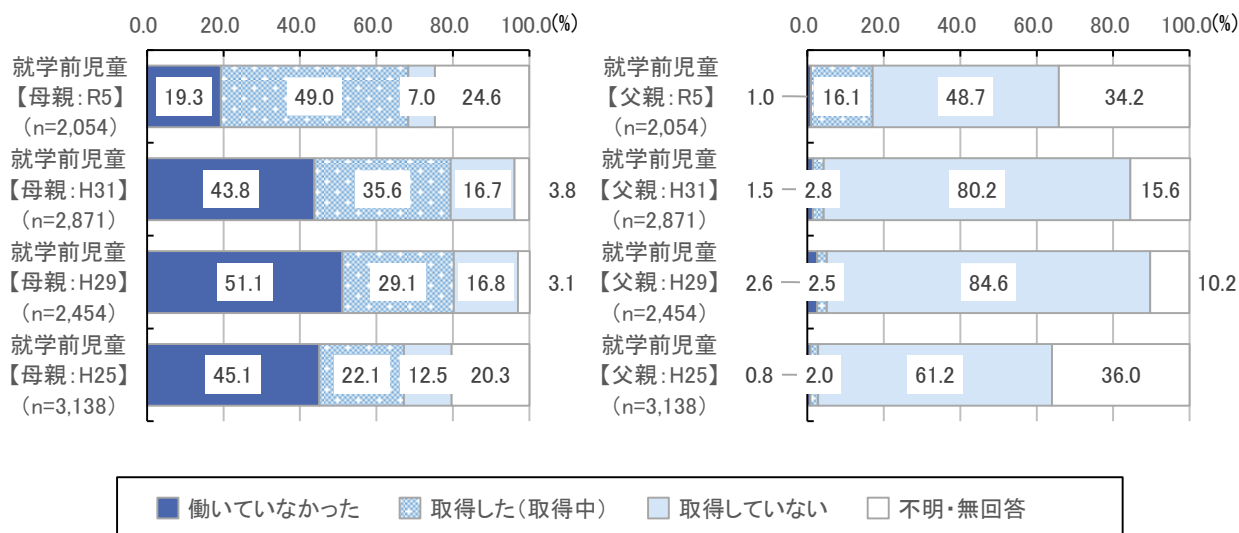
■母親の就労状況



●育児休業の取得割合が大きく上昇しており、子育てと就労のバランスのとれた支援体制が充実してきています。

育児休業の取得状況は、前回調査と比べて「取得した（取得中）」の割合が父母ともに約 13 ポイント増加しています。母親については前回調査時よりも就労している人の割合が増加したこと、母親・父親ともに制度の充実や育児休業を取りやすくなっている現状がうかがえます。

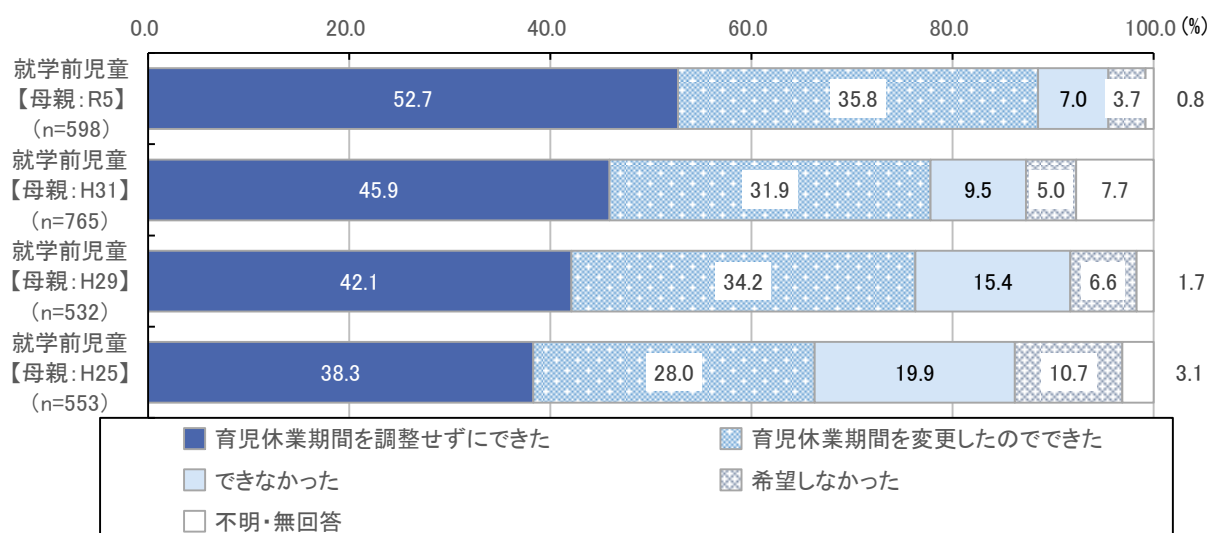
■育児休業制度の利用状況



●育児休業明けの保育サービスの利用状況は円滑に利用できている傾向がみられます。

育児休業明けの保育サービスの利用状況は、「育児休業期間を調整せずに利用できた」が平成 31 年調査の 45.9%から 6.8 ポイント高い 52.7%となっており、「利用できなかった」が 2.5 ポイント低い 7.0%となっています。希望する保育サービスを利用できている母親の割合が増加していることがうかがえます。

■育児休業明けに、希望する保育サービスをすぐに利用できたか



5 保育所・幼稚園等の状況

(1) 保育所等の児童数（2号認定・3号認定）

保育所等の児童数は、おおむね横ばい傾向で推移しています。

令和5年度以降は定員を超過しており、弾力化による対応で児童を受け入れています。

■保育所等の児童数と定員数・充足率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数	8,799 人	8,761 人	8,760 人	8,848 人	8,782 人
定員	8,898 人	8,928 人	8,812 人	8,718 人	8,600 人
充足率	98.9%	98.1%	99.4%	101.5%	102.1%

※保育所等の児童数（2号認定・3号認定）には、認定こども園、小規模保育施設の利用者を含む
資料：東大阪市

(2) 幼稚園等の児童数（1号認定等）

幼稚園等の児童数は、令和2年度の3,890人から令和6年度は3,096人と減少しており、年々減少傾向となっています。

■幼稚園等の児童数と定員数・充足率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園児数	3,890 人	3,675 人	3,478 人	3,269 人	3,096 人
定員数	6,349 人	6,369 人	6,312 人	6,243 人	6,253 人
充足率	61.3%	57.7%	55.1%	52.4%	49.5%

※幼稚園等の児童数（1号認定）には、認定こども園の利用者を含む
資料：東大阪市

(3) 就学前の教育・保育施設の状況

第2期計画では、幼保連携型認定こども園への移行を推進しました。

その結果、令和6年度では幼保連携型認定こども園が45園となり、令和2年度から5園増加しています。

また、保育施設の老朽化や保育人材の不足等の課題も顕在化しており、児童の安全で快適な環境の確保を図るため、「東大阪市公共施設再編整備計画」において公立保育所を1施設民営化し、新たに民間の幼保連携型認定こども園として整備を行いました。

■就学前の教育・保育施設数の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民間施設	幼保連携型認定こども園	40 園	41 園	42 園	45 園	45 園
	幼稚園型認定こども園	4 園	4 園	4 園	4 園	4 園
	保育所	29 園	28 園	28 園	25 園	25 園
	幼稚園	7 園	7 園	7 園	6 園	6 園
	施設型給付を受ける幼稚園	-	-	-	1 園	1 園
	小規模保育	23 園	23 園	23 園	22 園	22 園
公立施設	幼保連携型認定こども園	4 園	4 園	4 園	4 園	4 園
	幼稚園型認定こども園	2 園	2 園	2 園	2 園	2 園
	保育所	8 園	8 園	7 園	7 園	7 園
	幼稚園	4 園	4 園	4 園	4 園	4 園

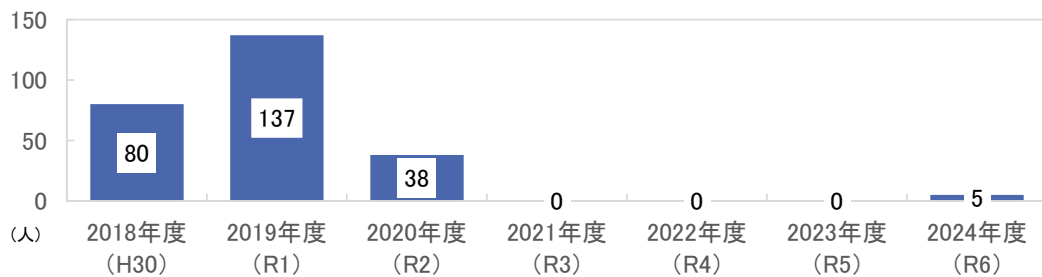
資料：東大阪市

（４）待機児童の状況

本市の待機児童の状況は、令和元年度には 137 人まで増加していましたが、その後、令和 3 年度に 0 人となりました。令和 6 年度においては 5 人となっており、今後も教育・保育のニーズに注視しながら確保方策を検討する必要があります。

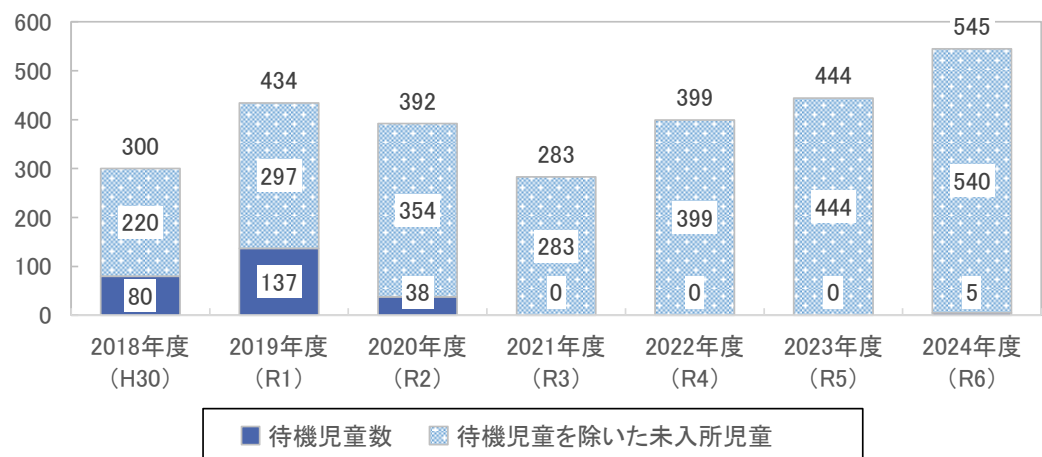
また、未入所児童は令和 3 年度以降、増加傾向となっております。

■待機児童数の推移



資料：東大阪市（各年度 4 月 1 日）

■未入所児童数の推移

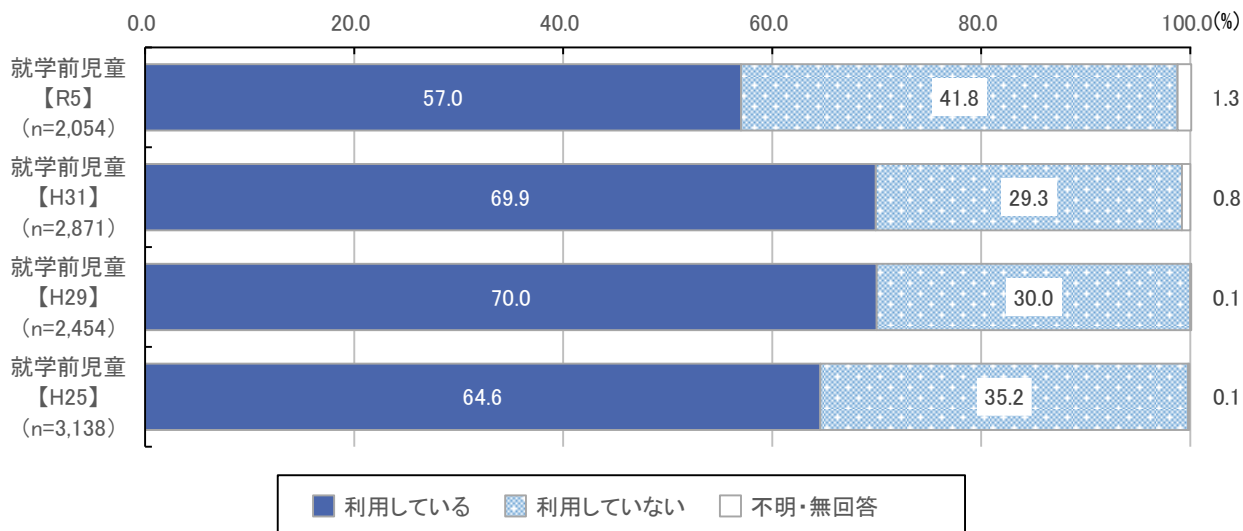


資料：東大阪市

●定期的な教育・保育事業の利用率は減少しています。

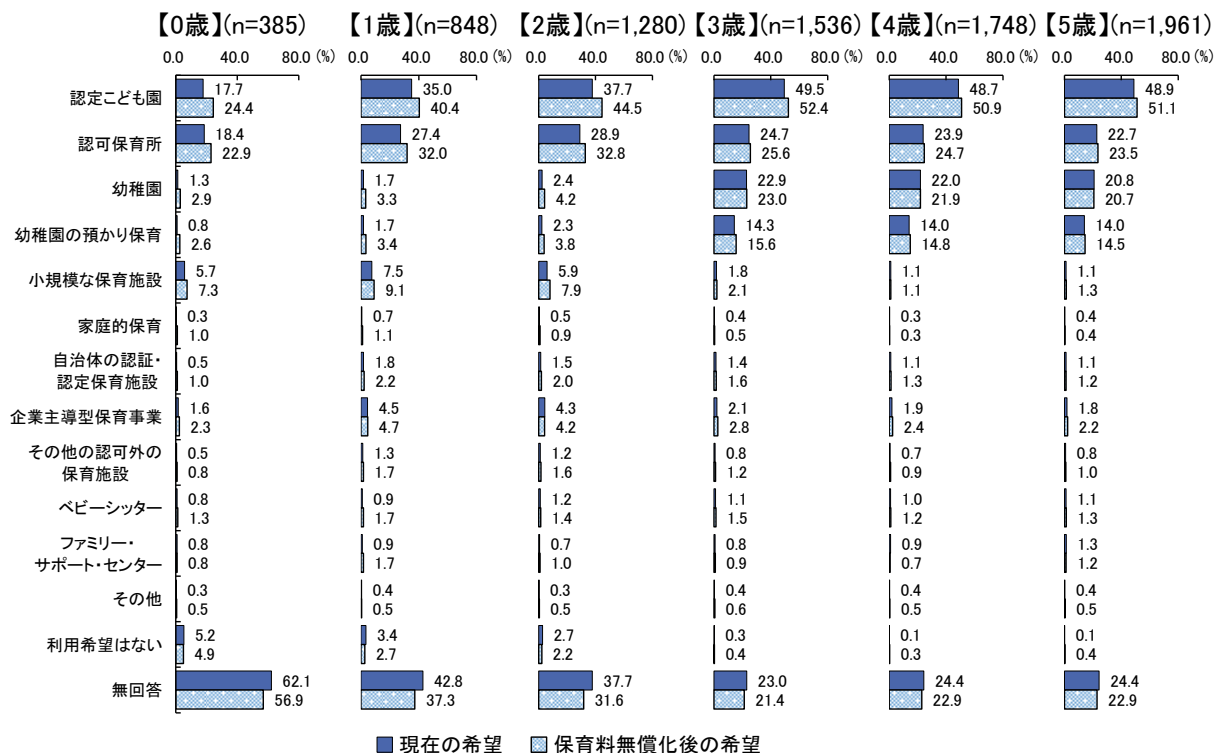
定期的な教育・保育事業の利用状況は、平成31年調査と比較して「利用している」の割合が12.9ポイント低くなっています。

■定期的な教育・保育事業の利用状況



「定期的な教育・保育事業」の利用希望について、無償化に関わらず、利用したい事業の種別についておおむね変化はみられませんでした。0～2歳児での「認定こども園」及び「認可保育所」の無償化後の利用希望の割合については増加しており、利用料の無償化によるニーズの増加が示唆されています。

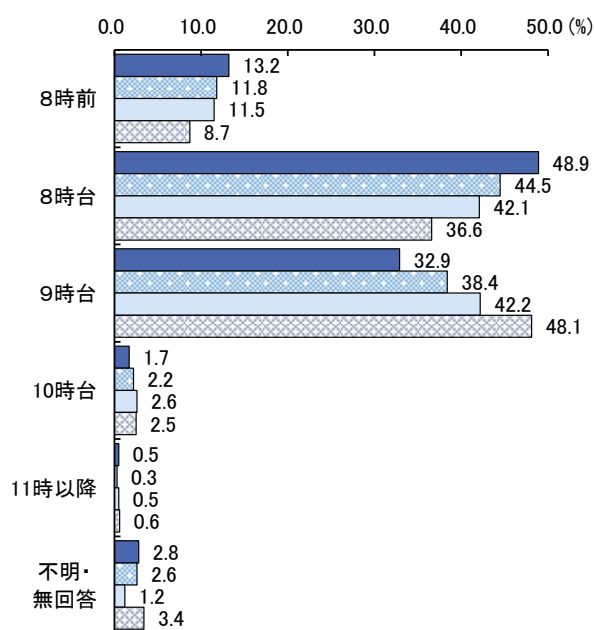
■利用を希望する「定期的な教育・保育事業」(無償化前の希望／無償化後の希望)



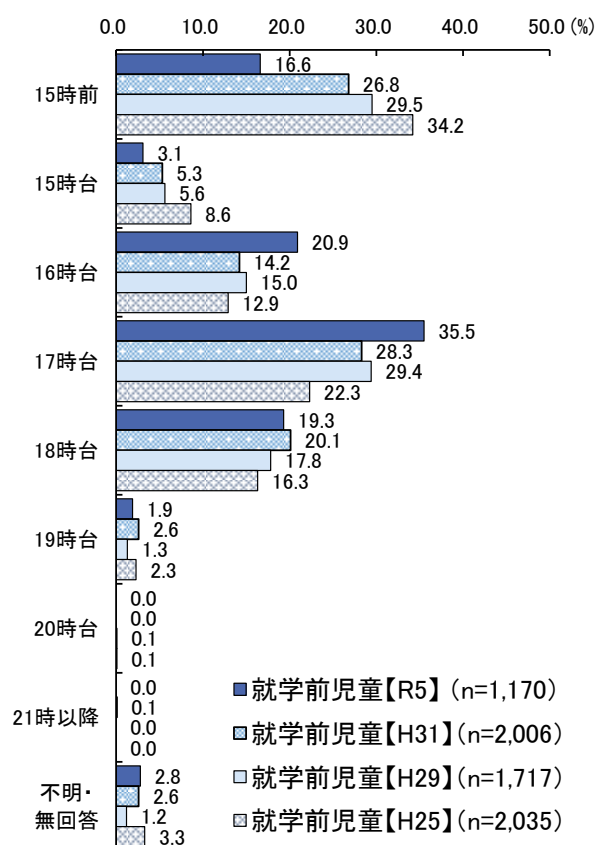
●利用開始時間が年々早まっている傾向がみられ、利用終了時間は遅くなっている傾向がみられます。

定期的な教育・保育の利用開始時間については、利用開始時間が平成 29 年以前の調査では 9 時台が最も多くなっていたましたが、令和 5 年調査では 8 時台が最も多く、徐々に利用開始時間が早まっていることがうかがえます。また、利用終了時間については 15 時前、15 時台の割合が減少し、16 時台、17 時台の割合が大きく増加しています。

■利用開始時間



■利用終了時間

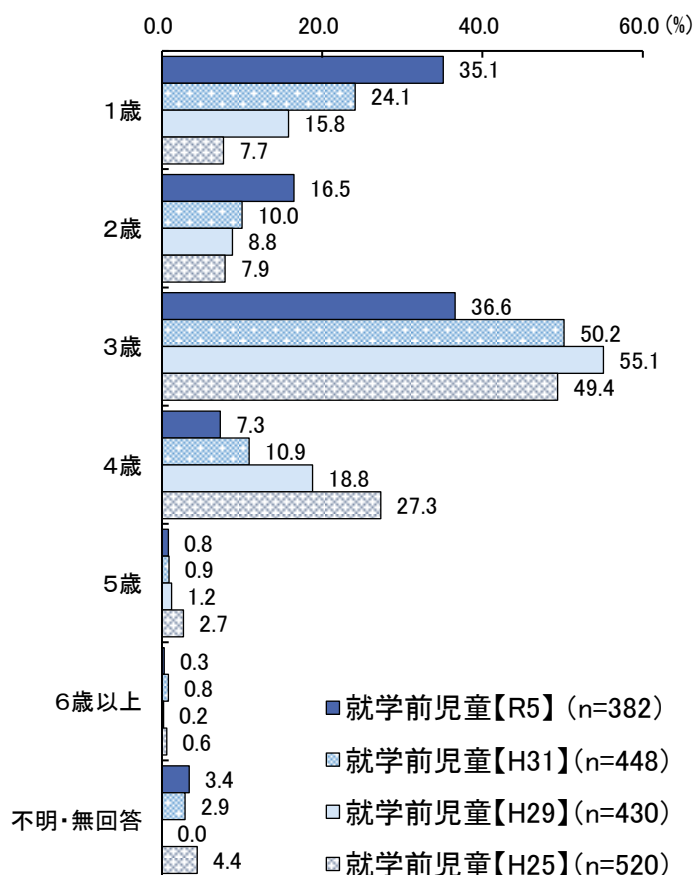


●教育・保育施設等の利用を開始したい時期（子どもの年齢）は低年齢化がみられます。

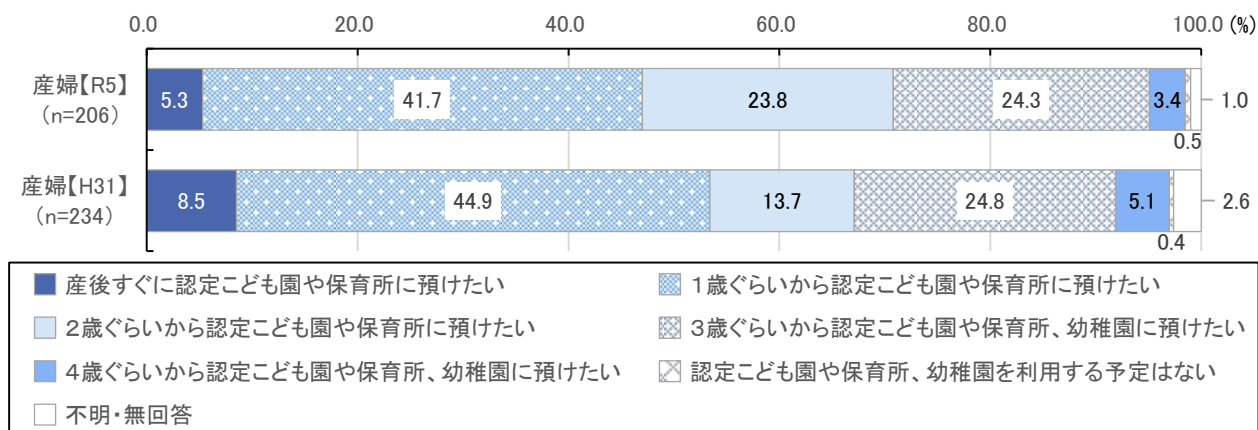
現在、定期的な教育・保育施設を利用していない方のうち、「子どもが小さいため」と回答した方について、子どもが何歳くらいになったら利用を希望するかでは、「3歳」が最も高い割合となっているものの、「1歳」についての割合は、平成31年調査より11.0ポイント高い35.1%となっています。

また、産婦を対象とした調査については、3歳より早く認定こども園や保育所に預けたい人の割合が高くなっており、3号認定の利用希望の高まりが予想されます。

■子どもが何歳くらいになったら教育・保育施設等の利用を希望するか



■定期的な教育・保育施設に預ける際の子どもの年齢



6 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもまたはその保護者の身近な場所で、特定教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供及び必要に応じ相談・援助等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

各福祉事務所や本庁に子育てサポーターを配置するとともに、地域に出向いて、子育て情報の提供や相談等に応じる体制を確保しました。出張相談は、乳幼児健診、子育て支援センター、つどいの広場、園庭開放等で実施しています。

■利用者支援事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所数＜基本型＞	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
配置人数＜基本型＞	8名	8名	8名	8名
配置人数＜特定型＞	4名	4名	4名	4名

資料：東大阪市

■利用者支援事業の相談件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
窓口・電話相談	2,747件	3,098件	2,770件	3,118件
出張相談	680件	1,680件	2,290件	2,529件
相談件数合計	3,427件	4,778件	5,060件	5,647件
出張相談	451回	557回	738回	735回

資料：東大阪市



(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業（延長保育事業）は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

各保育所において、11時間の開所時間を超えた保育の希望がある方を受け入れることで、ニーズに対応したサービスを提供してきました。

■時間外保育事業（民間保育施設）の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	83 園	79 園	82 園	76 園
延べ利用者数	99,593 人	100,888 人	109,724 人	107,616 人

資料：東大阪市

■時間外保育事業（公立保育所・認定こども園）の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	27,460 人	25,586 人	25,956 人	21,479 人

資料：東大阪市

(3) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成事業）

放課後児童健全育成事業（以下「留守家庭児童育成事業」という。）は、労働等により昼間家庭にいない保護者を持つ児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

実施状況としては、市域全体としては定員が在籍児童数を上回っていますが、学校区別で見ると、一部の学校で入会希望者がクラブの定員を上回り待機児童が発生している状況があります。

そのため、プレハブ教室の設置や教室改修をおこない、すべてのクラブにおいて6年生までの児童が利用できるよう整備してまいりました。また、余裕教室の活用についても、毎年度学校の協力を得て確保に努めています。あわせて、令和7年度入会分より入会受付時期を変更し、より早期に正確な入会児童数を把握することで、施設の整備と余裕教室の提供について学校と協議します。

■留守家庭児童育成事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員	4,764 人	4,747 人	4,770 人	4,821 人
在籍児童数	4,147 人	4,110 人	4,148 人	4,271 人

資料：東大阪市

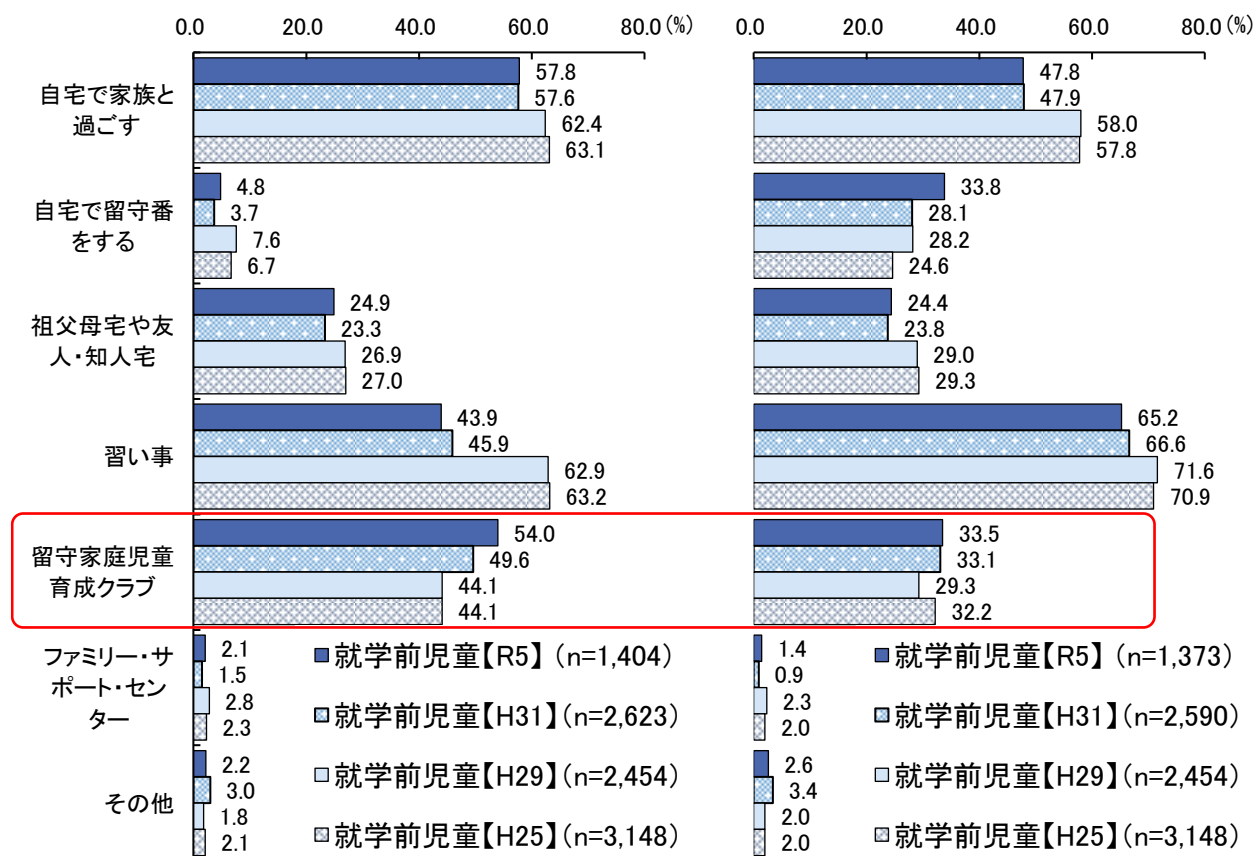
●低学年における留守家庭児童クラブの利用意向がやや増加しています。

就学前児童の留守家庭児童育成クラブの利用意向は、低学年で 54.0%となっており、平成 31 年調査と比較して、やや増加しています。

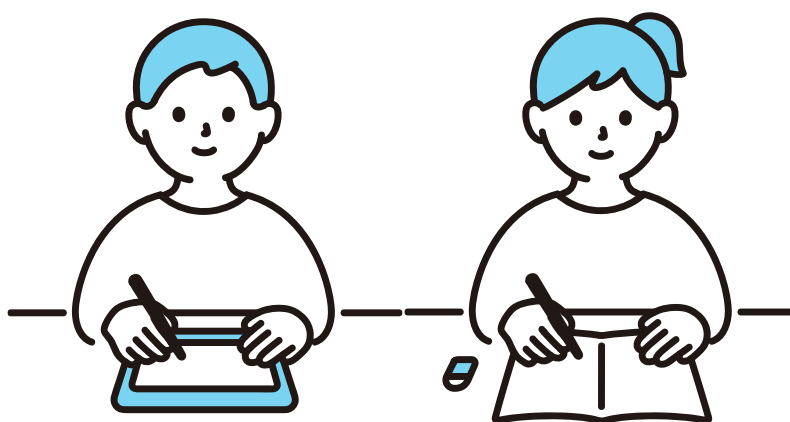
■小学校就学後の放課後の過ごし方(低学年／高学年)

◆低学年

◆高学年



※不明・無回答を除いて集計しています。

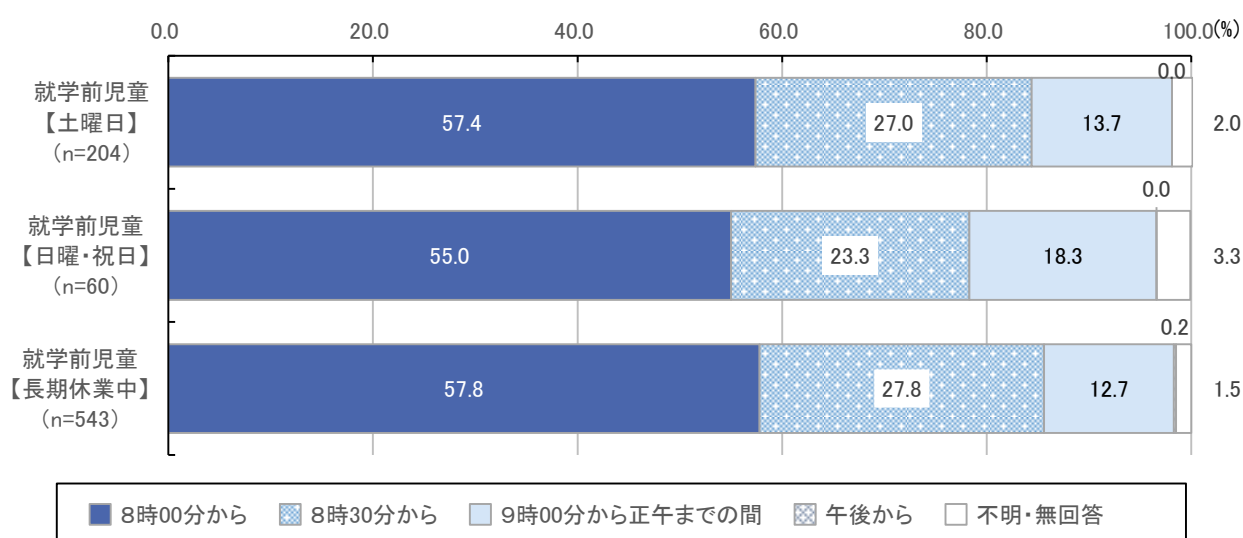


●土曜日、日曜・祝日、長期休業中は8時から預けたいという声が50%超となっています。

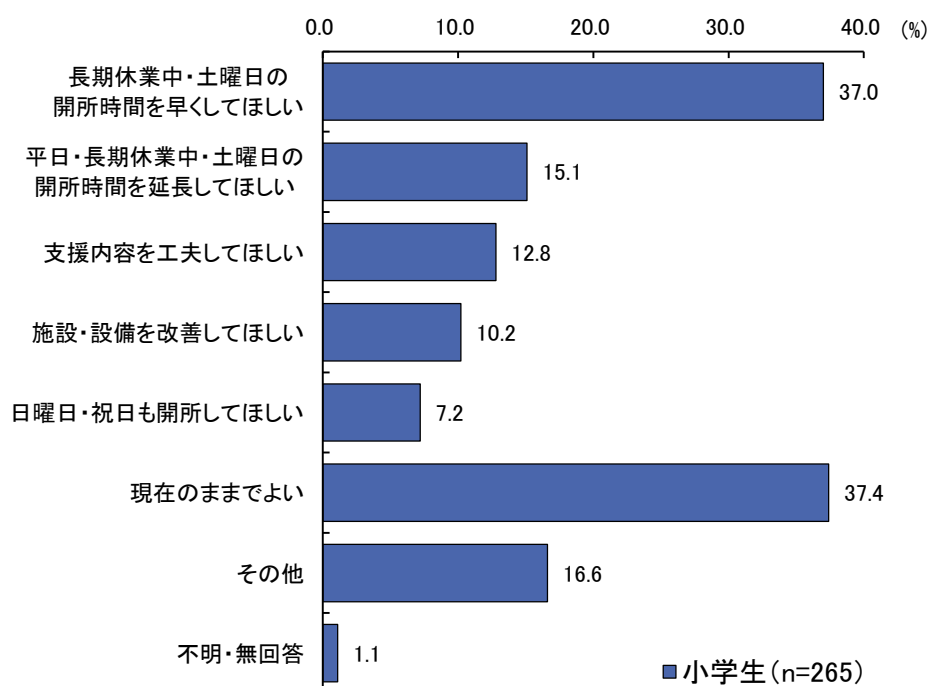
就学前児童の保護者が希望する留守家庭児童育成クラブの休日等の利用開始時間は、「8時00分から」が土曜日で57.4%、日曜・祝日で55.0%、長期休業中で57.8%となっており、現在実施している8時30分よりも早い時間からの利用希望がみられます。

また、小学生の保護者が留守家庭児童育成クラブに対して感じていることでも、「長期休業中・土曜日の開所時間を早くしてほしい」が37.0%と、就学前児童と同様、一定のニーズがあることがうかがえます。

■留守家庭児童育成クラブの土曜、日曜・祝日、長期休業中の希望する利用開始時間(令和5年調査)



■留守家庭児童育成クラブに対して感じていること(令和5年調査)



(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本市においては、児童養護施設5施設、乳児院1施設にて、受け入れを実施しています。一時保護の状況や入所児童の状況によってはニーズに対応できない場合があることが課題となっています。支援を必要とする家庭が円滑に事業を利用できるよう児童養護施設等と連携を強化し、ニーズに対応できる方策を検討します。

■子育て短期支援事業の利用状況(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ショートステイ	93 人日	113 人日	225 人日	188 人日
トワイライトステイ	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

資料：東大阪市

(5) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を行う事業です。

子育て支援センターについては、令和4年度に新たに石切で1箇所開設し、全7箇所で実施しています。利用者の子どもの年齢が低くなっている状況がみられます。また、支援の場に出てこられない親子への支援が課題となっています。

つどいの広場については、18箇所で実施しており、子育て支援センターと同様に0、1歳など低年齢の子どもの利用が増えています。

■地域子育て支援センターの利用状況

※親と子の延べ利用数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	6 箇所	6 箇所	7 箇所	7 箇所
延べ利用者数	22,613 人	32,385 人	49,250 人	93,290 人
旭町	7,306 人	9,150 人	11,506 人	17,490 人
荒本	2,937 人	3,231 人	3,716 人	4,838 人
長瀬	2,796 人	4,522 人	6,003 人	11,547 人
鴻池	2,156 人	4,029 人	6,012 人	8,476 人
楠根	2,074 人	4,365 人	7,755 人	12,861 人
布施	5,344 人	7,088 人	9,958 人	22,080 人
石切 (令和4年度開設)	-	-	4,300 人	15,998 人

資料：東大阪市

■つどいの広場の利用状況

※親と子の延べ利用数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	18 箇所	18 箇所	18 箇所	18 箇所
延べ利用者数	41,771 人	49,715 人	57,285 人	63,879 人

資料：東大阪市

(6) 一時預かり事業

一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園・認定こども園の在園児を対象とした預かり保育です。

一時預かり事業（一般型）は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業（一般型）においては、公立、民間保育施設ともに、体制の確保において保育士不足の課題がみられます。

■一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民間認定こども園	105,389 人日	118,229 人日	123,876 人日	131,874 人日
公立幼稚園	3,987 人日	3,876 人日	3,017 人日	3,414 人日
公立幼保連携型 認定こども園	5,648 人日	5,823 人日	4,782 人日	5,180 人日
公立幼稚園型 認定こども園	2,768 人日	3,089 人日	3,636 人日	2,714 人日

資料：東大阪市

■一時預かり事業（一般型）の実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就 労 型	公立保育施設	4,629 人日	3,020 人日	2,862 人日	5,191 人日
	民間保育施設	10,661 人日	8,537 人日	11,980 人日	10,741 人日
リ フ レ ッ シ ュ 型	公立保育施設	829 人日	1,875 人日	2,566 人日	2,918 人日
	民間保育施設	1,033 人日	1,493 人日	2,973 人日	3,271 人日

資料：東大阪市

(7) 病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）

病児保育事業は、保育所（園）・認定こども園・幼稚園等に通所しているなど保育を必要とする児童もしくは小学校1年生から3年生までの児童が、病気等の「回復期」もしくは「回復期に至らない場合」で集団保育が困難な場合に病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

令和4年度に東部地域において、新たな病児保育事業委託施設が開設しました。また、本市が委託している施設に対し、インターネット予約システムの整備に係る費用補助やコロナ禍の影響による利用者減少に伴う経営安定化対策のため、市独自の補助を行うなど、利便性の向上と安定供給に向けた支援を行いました。

■病児保育の実施状況

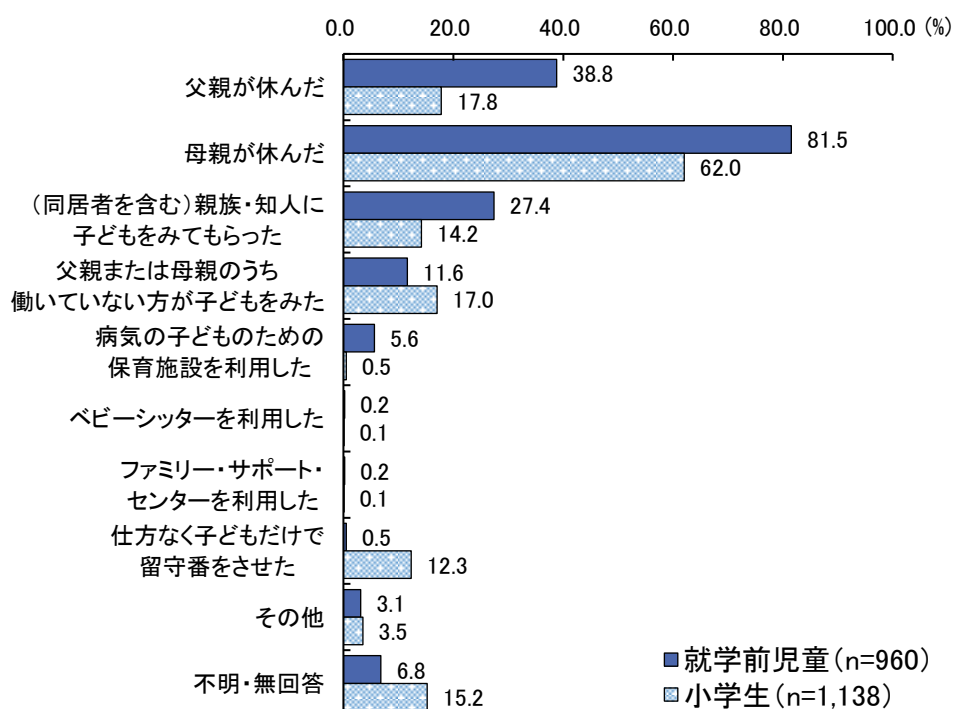
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	2箇所	2箇所	3箇所	3箇所
延べ利用児童数	468人日	794人日	1,037人日	2,137人日

資料：東大阪市

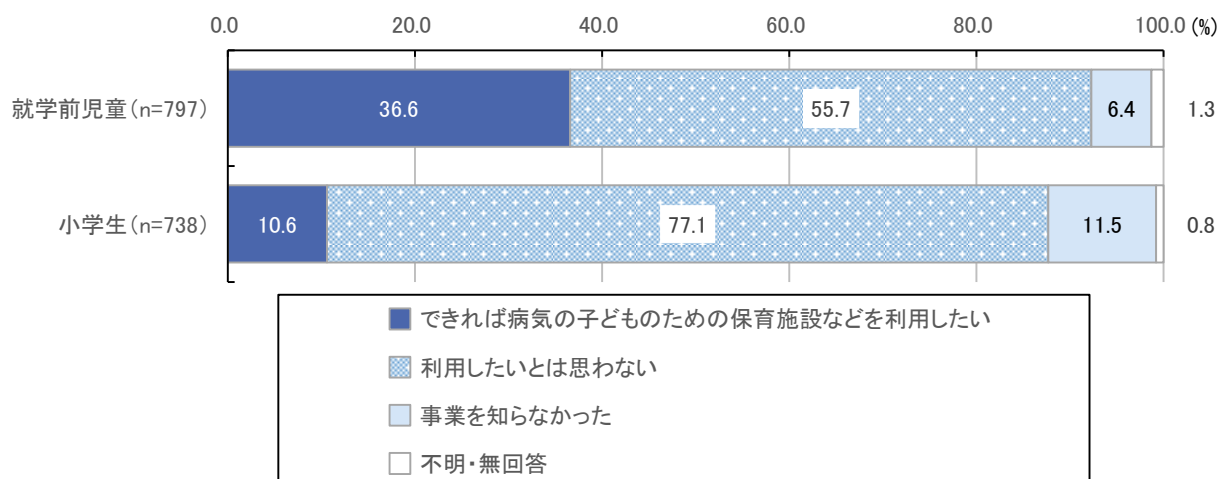
●母親が仕事を休んで対応するケースが多く、病児・病後児保育の利用希望は就学前児童の保護者で3割台となっています。

病気・病後の際の対応について、アンケート調査では、「母親が休んだ」が就学前児童・小学生ともに最も高く、「病気の子どものための保育施設を利用した」は、就学前児童で5.6%、小学生で0.5%となっています。病児・病後児保育施設等の利用意向は就学前児童で36.6%、小学生で10.6%となっています。

■病児・病後児等の対応(令和5年調査)



■病児・病後児保育施設等の利用意向(令和5年調査)



●病児保育施設等への不安や、利用したいときに利用できない状況がみられます。

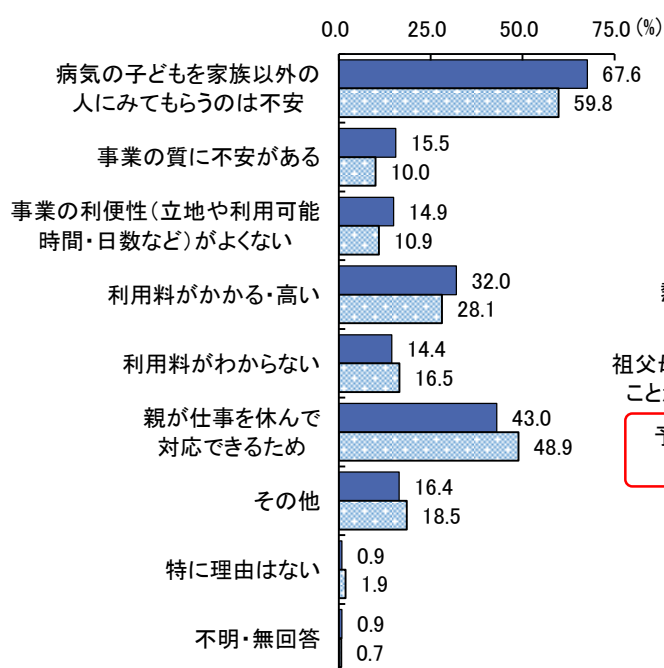
預けたいと思わない理由は「病気の子どもを家族以外の人にみてもらうのは不安」が最も高く、次いで「親が仕事を休んで対応できるため」が高くなっています。

病児保育施設等の利用を申し込んで利用しなかった方の理由については、「予約が一杯で利用することができなかった」が最も高くなっています。

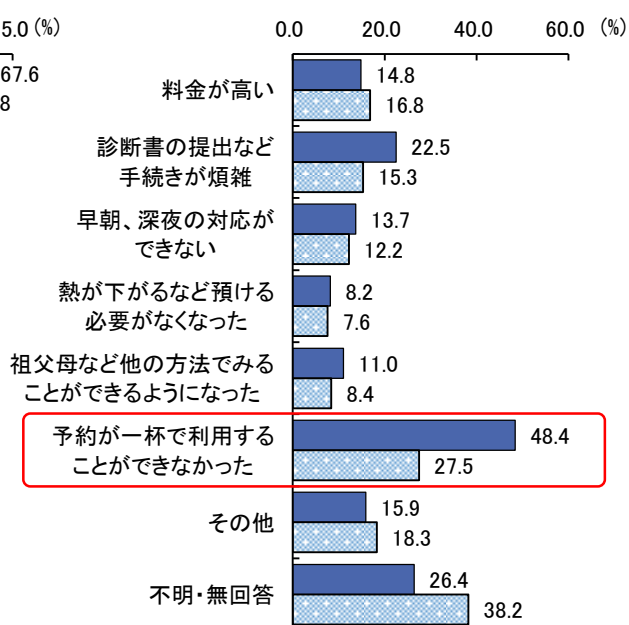
病児・病後児については、突発的な利用希望が出てくるため、利用したいときに利用することができる体制を整えることが大切です。

■病児保育施設等について(令和5年調査)

◆預けたいと思わない理由



◆利用を申し込んで、利用しなかった理由



■ 就学前児童(n=444) ■ 小学生(n=569)

■ 就学前児童(n=182) ■ 小学生(n=131)

(8) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者とを相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

当事業は子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と依頼内容を引き受ける方（援助会員）の、相互の支援事業であるため、年度によって登録会員数と援助活動にばらつきがあります。令和5年度は412人の登録会員数に対し、援助活動は2,069件となっています。

■ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録会員数	462人	410人	398人	412人
援助活動	1,116件	975件	1,441件	2,069件

資料：東大阪市

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

毎年ニーズに対応する訪問を実施しており、令和5年度で2,988件の実施となっています。

■乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施数	3,108件	2,911件	2,977件	2,988件

資料：東大阪市

(10) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

支援が必要な家庭を見落とさないよう把握し支援につなげていくことが重要であり、1家庭6回の訪問を原則とし、令和5年度では10家庭に対し46回訪問しました。

■養育支援訪問事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援家庭	13家庭	18家庭	16家庭	10家庭
訪問回数	69回	64回	68回	46回

資料：東大阪市

(11) 妊婦健診事業

妊婦健診は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、(1)健康状態の把握、(2)検査計測、(3)保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

平成31年1月から産婦健診の回数・補助額の拡充、令和3年4月から妊婦健康診査費用助成の拡充を行い、妊産婦の経済的な負担のさらなる軽減を図っています。また、産後うつ予防にも力を入れ、産婦健康診査の結果を保健師や助産師が確認し必要な支援につなげています。

■妊婦健診事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診回数	38,133 回	38,037 回	37,613 回	36,960 回

資料：東大阪市



7 第2期計画の振り返り

(1) 幼児期における質の高い教育・保育の提供

◆認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等との連携強化

幼児期の質の高い教育・保育の提供に向けて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校との連携がさらに重要となっています。

幼児期から学童期まで連続性のある教育が提供できるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を基に、接続イメージの共有化を図るためのポスター等を作成したり、校種を越えて研修に参加できるよう校種間で研修情報を共有しました。また、民間施設とも情報共有を行うことで学ぶ機会を増やし、市内の子どもに関わる保育士・幼稚園教諭・教員等がともに質の向上を図れるよう、進めてきました。

◆巡回支援事業の実施による質の向上

保育事業者への巡回支援事業は、新型コロナウイルスのまん延に伴い、令和2年度から事業を一時中止していましたが、令和5年度から事業を再開しました。対象施設もこれまでの小規模保育施設や認可外保育施設に加え、保育園や認定こども園も対象とし、保育事故防止に関する助言や日常の保育についての助言等を行うことで、質の高い教育・保育の提供の実現に努めてきました。

企業主導型保育施設は市内に48施設あり、多様な就労形態に対応する保育サービスの提供を行っています。企業主導型保育施設に対しても、質の向上のため巡回支援事業を実施してきました。

◆特定教育・保育施設の改修

安全で安心した環境で教育・保育ができるよう、老朽化・耐震化施設の整備を行ってきました。引き続き、老朽化している施設を中心に建て替えや改修等の対応を図ることが重要となります。

◇評価と課題

住民ニーズに沿った多様なサービスを提供できるよう、引き続き保育の受け皿確保を図りながら、今後は巡回支援事業や指導・監査体制を充実させ、乳幼児における質の高い教育・保育の提供の実現に向けて推進することが重要となります。

(2) 待機児童の解消

◆特定教育・保育施設等の整備

本市の待機児童は、第1期及び第2期計画期間中の施設整備により令和3年度より0人となっていました。令和6年度には再び5人となっており、またどの区域においても未入所児童が発生しておりその数も増加しています。1号認定については、入所人数は年々減少傾向にあり、今後の教育・保育の供給体制については、今後の少子化の動向や保育所等の申し込み状況を踏まえ、方向性を探っていく必要があります。

◆保育人材の確保と育成

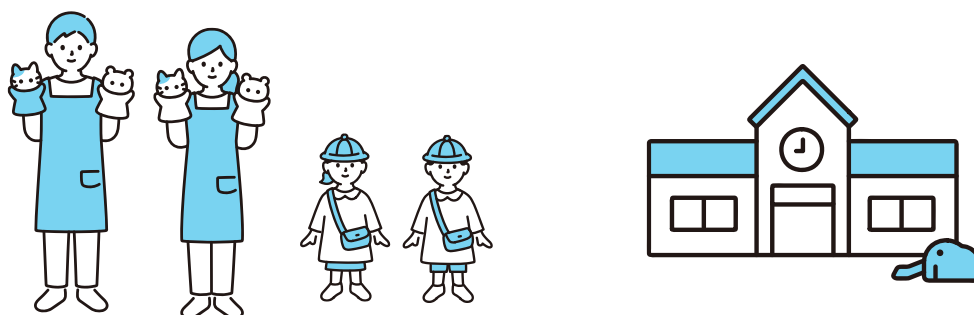
高まる保育ニーズに対応するため、保育人材の確保については、人材マッチング事業や子育て支援員養成研修、処遇改善等を実施していますが、依然として大きな課題となっています。こうした状況から、令和元年度より開始した「東大阪市保育士宿舎借り上げ支援事業」や「東大阪市保育補助者雇上強化事業」「東大阪市保育体制強化事業」を引き続き実施しています。

◇評価と課題

就学前児童数は減少していますが、特定教育・保育施設の2号・3号の児童数についてはここ数年で大きな変動がなく、未入所児童も増加していることから教育・保育施設のニーズの高さがうかがえます。

一方で、保育人材の不足は大きな問題となっており、一時預かり事業等にも影響が出ています。

引き続き保育人材を確保し、保育の受け皿を拡充していくことが重要となります。



(3) 在宅での子育て支援の充実

◆地域子育て支援拠点事業の充実

在宅で子育てをする方の孤立防止や子育て負担の軽減に向けて、乳幼児及びその保護者が気軽に集い、情報交換や相談ができる場として、地域子育て支援拠点事業を実施してきました。

つどいの広場は 18 箇所、子育て支援センターは令和 4 年度に第 1 整備圏域に石切子育て支援センター（そらっこ）を開所し計 7 箇所にて実施しています。

令和 2 年度から令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年間を通して人数制限をしながら実施していました。子育て支援センターやつどいの広場が普段の情報収集先や相談先、普段利用している施設として活用されているという声も多く、引き続き多くの方が安心して子育てをすることができるよう、事業の充実を図ります。

◆安心して子どもを預けられる支援

一時預かり事業について、利用を希望する方が利用できるよう、特定教育・保育施設以外での事業の拡充を図り、つどいの広場で新たに令和 2 年度 1 箇所、令和 3 年度に 4 箇所事業を開始しました。令和 5 年度には公立の認定こども園 4 園、子育て支援センター 2 箇所、つどいの広場 1 箇所でも新たに一時預かり事業を開始しています。令和 6 年度には児童福祉法が改正され、子育てに係る保護者の負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨が、明確化され、より高まるニーズを把握しながら、事業の充実を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業については、利用したい保護者のニーズに対して、一定数の供給ができています。

◇評価と課題

つどいの広場等においては、利用している子どもの低年齢化がみられるため、乳幼児やその保護者にとって利用しやすい施設整備・運営をしていくことが重要となります。

在宅で子育てしている方の情報元として、つどいの広場や子育て支援センター等が大きな役割を担っていることがわかりました。市政だよりや子育てアプリについては、活用している方とそうでない方がおり、周知とよりわかりやすい情報発信の方法を検討することが課題となっています。

また、在宅子育て家庭の座談会において、自分が子どもをみられないときの対応として、「家族に預ける」という回答が多く、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業を利用したことがない方の理由としては、「事業を知らない」「不安だから」という意見もあり、事業の周知や安心して利用できる体制の充実が重要となります。